

第8回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 8番 梶谷重幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
事務局長補佐	高木	健
主任	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第18号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和5年第8回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は1名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、2番足立恵子委員、3番阿部委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和5年6月22日(月)常設審議委員会・鳥取県農業会議通常総会(会長)

令和5年7月7日(金)西部地区農業委員会会長協議会臨時総会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。議案は1ページから2ページとなります。今回1件の申請が出ています。

譲渡人が森岡町のAさんで、譲受人が三軒屋町のBさんです。申請地を贈与により所有権移転し、露地野菜を栽培されたいということでございます。土地の所在は、米川沿いの森岡町、畑、1781㎡、森岡町、畑、1436㎡の計3217㎡です。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も現状のとおり農地として使用するということですので、農地を効率的に利用できるの見込まれます。なお、森岡町についてですが、Cさんに貸しておられまして、確認をしたところ、引き続きCさんに貸すお考えだそうです。今後、登記が終わりましたら新たに契約を結ぶ形となります。第2号及び第3号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、古徳委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、葱とか里芋とかを栽培している場所2か所になります。周りは葱が作ってある場所で、今後も耕作されるということなので、特に問題はないと判断しました。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第27号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事務局 議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の3ページからになります。今回4件申請ができております。(番号1)譲渡人が兵庫県西宮市のDさん、譲受人が美保町のEさんです。土地の所在地は、4ページをご覧ください。合同宿舎の西側の農地の1区画となっております。高松町、畑、250㎡です。申請理由は、申請地を売買により、所有権移転し、個人住宅を建てたいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、周辺に病院等もありますので、3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周に境界ブロック等を設置するということですので流水等の被害発生の恐れはないと考えられます。なお、4ページをご覧くださいと、横にF・G、Hとありますが、こちらの方が去年おととしくらいから転用された横の農地ということでございます。現地調

査は、古徳委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**足立恵一
委 員** 現地は住宅も建っておりますし、問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)の説明をさせていただきます。譲渡人は千葉県のIさん、譲受人が財ノ木町のJさんです。土地の所在は5ページをご覧ください。小篠津川の南側になりまして、空港ニュータウンの北側の1区画になります。以前、小篠津川沿いの太陽光発電の農地転用のあった近くになります。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、駐車場敷地にしたいということです。財ノ木町、111.71㎡、財ノ木町、66.05㎡計177.76㎡でございます。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連担している区域でありますので、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺は農地として使われていませんので、流水等の被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**足立恵一
委 員** 申請地周辺も住宅が建っておりますし、問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)の説明をお願いします。

事務局 (番号3)の説明をさせていただきます。譲渡人が渡町のKさん、譲受人が外江町のLさんです。土地の所在は、6ページをご覧ください。渡町、畑、317㎡です。申請理由は、申請地を使用貸借権を設定して専用住宅の敷地にしたいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連担している区域でありますので、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺で営農している農地がありませんので、流水等の被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、渡公民館から西の方に入って、Mから4軒隣に空き地のような形で家庭菜園をしている場所が申請地になります。周りも住宅が建っているので、問題ないとおもいます。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号4)の説明をお願いします。

事務局 (番号4)の説明をさせていただきます。譲渡人が渡町のNさん、譲受人が中

野町のOさんです。土地の所在地は7ページをご覧ください。渡町、畑、237㎡です。境三中のサブグラウンドの南側の農地で少し南に行くとJAの葱の集荷場があります。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅敷地にしたいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連担している区域でありますので、第3種農地に該当します。(番号4)の奥の方の農地につきましても去年、宅地造成ということで農地転用ができています。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に農地等がありませんので、流水等の被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、旧渡駐在所があった所から北側に向かって歩いた場所になります。ここは、以前は葱を作っていましたが、最近はお作られていません。宅地造成については特に問題はないとおもいます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号4)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号4)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第29号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

事務局 議案第29号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を説明させていただきます。内容については9ページをご覧ください。今月は9件の利用権の設定がございます。表の一番右に備考としまして、新規か付け替えかを表記させていただくようにしました。まず、1番ですが、所有者のPさんとQさんの実態としては付替えとなりますが、契約が公社から機構に変わった事によるものでございまして、新規という扱いにさせてもらっています。あと、5番、6番

が付替えとなっております。こちら2つの農地につきましては、6月の委員会で解約となった農地でございます。新たに中海干拓地の方は、Rさんと、三軒屋の農地はSさんが、機構を通して契約をされ、耕作をされるということでございます。7番新規ということでTさんと言う方ですが、全くの新規の方で5年間使用貸借ということで大豆などを作られるときいております。あと、8番9番こちらも新規となっておりますが、実態としてはUさんへの付替えでございますが、公社から機構の契約に切り替わった事によるものでございまして、新規とさせていただきます。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第18号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議会（会長） 令和5年7月18日（火）

○令和5年第9回境港市農業委員会総会 令和5年8月10日（木）

◆午後1時30分～

○第1回農政専門部会（第1会議室） 令和5年8月10日（木）

◆総会終了後～ 農地パトロールについて

・農業委員会情報 市報 7月号「農地の適正管理について」

市報 8月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和5年第8回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和5年7月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
